

公 告

次の軽油引取税に係る特別徴収義務者証票は無効です。

広島県税規則第 49 条第 1 項の規定により
公告します。

令和 8 年 6 月 22 日

広島県西部県税事務所長

横 田 輝 子

軽油引取税特別徴収義務者証
第 00678 号